

雇用のミスマッチ解消・人材確保補助金のご案内

令和6年能登半島地震の被災求職者が求人に応じやすいよう、軽作業など一部の業務を切り出し、ミスマッチの解消に取り組む事業者の皆様を支援します。

申請期間：

令和6年7月1日（月）～令和7年2月28日（金）

申請要件

1. 対象事業者

珠州市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町に所在する事業所において、求職者のニーズに応じて、業務の切り出しを行い、切り出した求人で新たに労働者を雇用した事業者

2. 対象経費

切り出した求人で新たに労働者を雇用した場合に、雇用が増加することで追加発生するかかり増し経費の実費相当額

※一人分の求人を切りだして、二人分の求人を創出した場合、切り出した一人分の雇用に係る経費のみが対象となります。

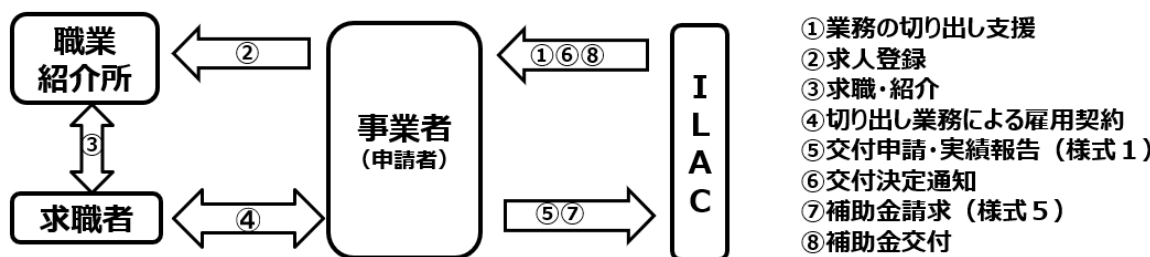
※対象経費例を裏面に記載しますが、詳細は下記HPより募集要領をご確認ください。

3. 補助額

切り出しにより雇用した労働者1人あたり最大 **10万円** (実費支給)

1事業者あたり補助上限額：**100万円**

4. 申請の流れ



<ILAC HP>



※求人を登録する職業紹介所は、石川県内のハローワーク、または、ILACとなります。
(ハローワークのホームページまたは石川県が運営するUIターン就職マッチングサイト「イシカワノオト」に求人を掲載)

● 募集要領をよく確認の上、申請書を提出してください。

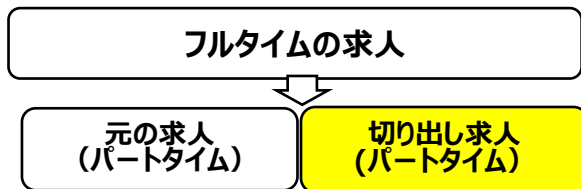
業務切り出しのイメージ

➤ 補助対象となる業務切り出しのパターンは以下の4通りです。

既にフルタイムの求人がある場合

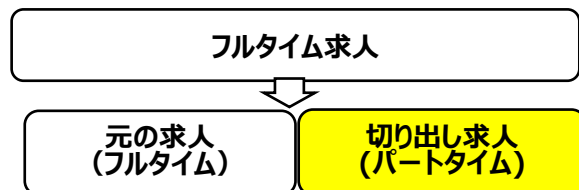
パターン①

フルタイムの求人を分割して、複数のパートタイム求人を創出



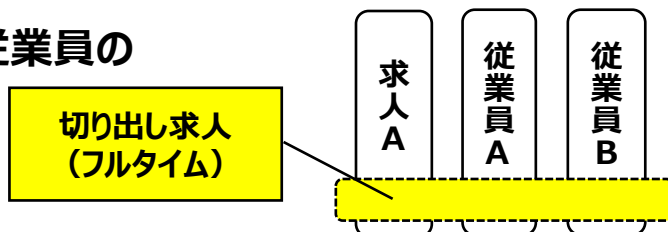
パターン②

フルタイム求人から、業務の一部を切り出し、パートタイムの求人を創出



パターン③

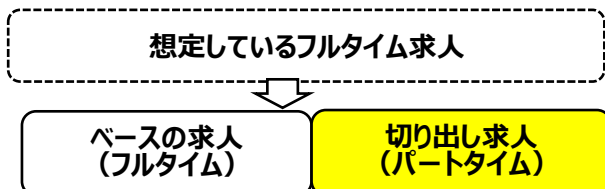
フルタイム求人と、今雇っている従業員の業務の一部をそれぞれ切り出し、フルタイムの求人を創出



現在、求人がない場合

パターン④

想定しているフルタイム求人から、業務の一部を切り出し、新たにパートタイムの求人を創出



<対象経費例>

- ・新しく雇用した労働者が直接使用するパソコン、机、イス、被服などの経費
- ・職場見学や業務説明会で使用した施設の利用料
- ・初めて短時間で雇用し、就業規則を変更した場合に社労士等に支払った経費
- ・教育訓練に要する教材費や研修委託料
- ・新しく雇用した労働者の転居に関する経費

※対象経費として認める場合の条件もありますので、詳細は募集要領にてご確認ください。